

北御牧地区の皆様へ

北御牧地区のごみ処理変更について【概要版】

●北御牧地区の皆様には、日頃から、東御市の廃棄物行政にご理解とご協力を賜り御礼を申し上げます。この概要版は、本年1月28日～3月2日までの間各区で開催しました市民説明会で説明した事項の概要をまとめたものです。参加された方は、確認のために、また、都合により欠席された方は、ご確認を頂き、スムーズな変更にご協力をお願いいたします。

【川西保健衛生施設組合の状況と今後の処理体制】

平成31年3月末日をもって、川西清掃センターの可燃ごみ焼却施設が稼働停止となり、現在、北御牧地区の可燃ごみは上田地域広域連合で処理を受託し、東部クリーンセンターで焼却処理を行っています。

また、川西清掃センターの敷地内にある破砕施設及びリサイクル処理施設と不燃ごみ等の処理の今後の在り方について検討が進められ、令和2年11月末日をもって、可燃ごみと共に不燃ごみ・資源ごみの共同処理を終了することになりました。

あわせて、川西保健衛生施設組合で作成していたごみ指定袋についても、令和2年11月末日で製造・流通が終了となります。

令和2年12月1日からは、北御牧地区のごみ処理の全てが、川西保健衛生施設組合を離れ、東部地区のごみ処理と同じく、上田地域広域連合の東部クリーンセンターと東御市不燃物処理施設及び生ごみリサイクル施設で処理が行われることとなります。

【基本方針と変更日】

「東御市独自のごみ減量・3R推進を目指し、市内のごみ分別ルール及び処理体系を統一することとし、原則、東部地区ルールにて、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物・粗大ごみの全てについて変更を行うものとします。」

変更日 令和2年12月1日～

【変更の概要】

(1) ごみ分別ルール

1) 新たな分別区分の導入

- ①『生ごみ』
収集日 既存、可燃ごみの日と同日
集積場所 各ごみステーション
指定袋 「橙色」 生分解性プラスチック製
家庭系10ℓ・事業系30ℓ
- 分別 ⇒ 「生ごみ」のみ。キャッチフレーズ「人の口に入れても問題のないもの」
- 水切りの徹底 ⇒ 水切り容器の提案（補助金制度：別表－1）
- 指定袋 ⇒ 生分解性プラスチック製。最終的には、水と二酸化炭素に分解されます。
- ごみステーション ⇒ 指定袋に入れた「生ごみ」は、設置される一時保管容器に入れてください。一時保管容器の管理は、区及び市民の皆様をお願いします。

②『容器包装プラスチックで汚れの落ちないもの』

- 収集日 第2木曜日
(※容器包装プラ及びペットボトルと一緒に収集日)
集積場所 各公民館（ストックヤード）
指定袋 「緑色」 ポリエチレン製 10ℓ

2) 分別ルールに一部変更があるもの

- ①カン ⇒ アルミとスチールは分別せず、一緒に集積とします。
- ②トレイ ⇒ 白色トレイだけでなく色付きトレイを含むものとします。
- ③もやせないごみ（その他金物）⇒ **専用袋が廃止されます。**透明ポリ袋50ℓ程度に名前を書いて出してください。これまで、川西最終処分場へ粗大ごみの位置づけで持ち込みをお願いしていた「もやせないごみ」についても、収集可能となるものがあるので、新ごみ分別五十音表にて確認してください。
- ④粗大ごみ ⇒ 粗大ごみについては、市内分別ルール及び処理体系の統一を図るため、東部クリーンセンターへの持ち込みに変更とします。
20kgまで400円、10kg増すごとに200円にて、手数料を頂きます。（新ごみ分別五十音表にて確認）
- ⑤※剪定枝・草 ⇒ チップ化による資源化を推奨しており、大量に発生する場合は、廃棄物処理事業者への持ち込みとします。

- ◆なお、上記標記以外の「もやせるごみ」（生ごみ以外）、容器包装プラスチック、容器包装プラスチック以外のプラスチック、ビン、有害ごみ、資源物（紙類・衣類・ペットボトル・発泡スチロール）等については、従来どおりで変更はありません。

（２）ごみ指定袋と料金

※詳しくは、別表－２のとおり

※なお、既存、川西保健衛生施設組合のごみ指定袋は、令和２年１１月末日をもって廃止となりますが、経過処置として、１２月１日から、半年間使用を猶予しますので、その間に「東御市指定袋」への切り替えをお願いします。

（３）その他

- ・個人的なごみの持ち込みは、分別全種別について、「東部クリーンセンター」での受付となります。
- ・東部クリーンセンターへの持ち込みについては、指定袋のない容器包装以外のプラスチック、もやせないごみ（その他金物）、カン、ビン等及び指定袋があっても容器包装プラスチック、容器包装プラスチックで汚れの落ちないものについては、手数料を頂くことになります。
ただし、もやせるごみと生ごみは、指定袋に入っている場合、また、資源物は無料となります。
- ・事業所の皆さんへ ⇒ 可燃ごみ、生ごみについては、事業系の指定袋の使用をお願いします。なお、生ごみについては、原則、生ごみリサイクル施設への持ち込みをお願いします。

- 令和２年１２月１日以降対応の新しい「ごみ・資源物分け方出し方ポスター」と「ごみ分別五十音表」及び生ごみ分別等に関わる資料は、１０月頃までに、北御牧地区全戸へ配布する予定です。

- ◆北御牧地区における以下のごみ出しの基本的事項に変更はありません。
 - ・ごみ出し時間 午前６時３０分～７時３０分
 - ・集積場所 既存のごみステーション・各区公民館等
 - ・ごみ出しの日 生ごみ及び汚れプラスチックの新設分以外の分別については、変更はありません。

別表－1

補助対象：二重底等の構造で生ごみを固形物と水分に分離する蓋付容器
補助率：購入価格の10分の8以内（ただし、100円未満切捨て）
限度額：1基につき、3,000円
申請方法：所定の申請書に必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添えて、生活環境課環境対策係または東部クリーンセンター窓口まで提出してください。
必要書類：領収書の写し（製品の名称、購入者（申請者）氏名の明記） パンフレット等（製品の仕様がわかるもの） 印鑑と振込口座のわかるものをお持ちください

別表－2

『東御市ごみ指定袋』 令和2年12月1日からのごみ指定袋と料金表

	サイズ	リットル	価格(円)	梱包(枚)	1枚当り(円)
家庭系 燃やせるごみ(赤色)	M	30	1,000	20	50.0
	S	20	700	20	35.0
	10	10	500	20	25.0
事業系 燃やせるごみ(茶色)	M	30	1,700	20	85.0
	S	20	1,300	20	65.0
容器包装プラスチックごみ(紫色)	M	35	200	20	10.0
	S	20	150	20	7.5
汚れ容器包装プラスチックごみ(緑色)	10	10	100	10	10.0
家庭系 生ごみ(橙色)		10	200	10	20.0
事業系 生ごみ(橙色)		30	350	10	35.0

※もやせないごみ(その他金属)と容器包装プラ以外のプラは、指定のごみ袋がありませんので、50ℓ程度の透明ポリ袋を使用してください。

※事業系一般廃棄物(可燃ごみ・生ごみ)については、上記「事業系」を使用してください。

(お問い合わせ先)

東御市生活環境課クリーンリサイクル係
(東部クリーンセンター内)

TEL 0268-63-6814